

再公示：

次の案件については、10月16日に公示しましたが、応募がなかったため、再公示します。

番 号：131027

国 名：イラク

担当部署：農村開発部畑作地帯課

件 名：クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト（果樹栽培）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：果樹栽培
- (2) 格 付：3号～4号
- (3) 業務の種類： 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年12月上旬から2014年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 2.83M/M、合計 3.33M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
5 85 5

※具体的な現地業務日程は提案が可能です。10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月20日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
または調達部受付(JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約（単独型）のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
 - 1) 業務方針の的確性 6点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等
 - 1) 類似業務の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	果樹栽培に係る各種業務
対象国／類似地域	イラク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：特になし。

6. 業務の背景

イラク北部に位置するクルド自治地域（エルビル県、ドホーク県、スレイマニア県）は、イラク国内でも潜在的な農業生産性は高く、イラク全体の食料自給のためには、クルド地域の生産性向上は重要である。しかし独裁政権下の弾圧と農村破壊、近年の早魃などの影響でクルド地域の農業生産は減退し、農業の復興や破壊された農村の復興、農民の農村への帰還などが課題となっている。農業セクターのなかでも園芸作物（果樹・野菜）は、集約的な栽培により小規模な農地面積でも現金収入を得る手段となり得ることから、農民の生計向上に貢献する可能性のある作物である。そのため、農村活性化に向けたアプローチの一つとして、クルド農業水資源省も野菜の施設栽培導入や果樹の新品種導入などの生産振興に取り組んできた。しかしながら、紛争の影響によって適正技術の更新や、農業関係政府職員に対する研修、普及システムの整備が十分に行われなかったため、農家レベルの生産は伝統的な品種を用いた旧来の栽培手法が中心で、作物の品質低下を招くなどの問題が生じている。また、季節的に出荷時期が集中し、値段が低迷する一方、端境期には輸入品が市場を独占するという状況にある。そのような状況下、農村振興につながる園芸作物の生産拡大に向けては、市場ニーズに基づくマーケティングの促進までを視野にいった適正な園芸技術を導入・普及していくことが求められている。

JICAは、クルド自治政府農業・水資源省を実施機関、3県（エルビル県、ドホーク県、スレイマニア県）のプロジェクトチーム（県ごとに6名程度）をカウンターパート（C/P）とし、現地の栽培条件に適し、市場ニーズを踏まえた園芸技術が対象農家に普及されることを目的に、「クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を2011年8月より2016年8月までの5年間の計画で実施中である。

2011年8月のプロジェクト開始以降、果樹分野に関しては、2012年9月に農業省試験研究・普及総局により果樹分野における活動要望リストが提出された。この要望リストおよび2012年8月25日から9月11日に派遣された果樹栽培分野調査団員の活動報告・提言を受け、2013年においては核果類（モモ、プラム、アプリコット、チェリー等）を対象とした①品種選定試験、②適正技術の特定（剪定、整枝、袋掛け等）、③害虫防除（タマムシ類）に取り組むことを決定し、2013年基本活動計画の作成を行った。この基本活動計画に沿い、2013年3月2日から3月15日まで再度派遣された果樹栽培分野調査団員の助言を受け、3県にて果樹栽培分野活動計画策定ワークショップを開催し、「核果類栽培試験計画」を取り纏めた。一方、害虫防除の活動計画については2013年4月20日から5月3日まで派遣された害虫対策分野調査団員の助言を受け、害虫防除に関する活動計画案の策定を行い、「核果類害虫対策試験計画」を取り纏めた。

現在は、上述の「核果類栽培試験計画」及び「核果類害虫対策試験計画」に沿った果樹分野の活動を3県で実施しており、モニタリングを通じた適切な技術指導・助言が強く求められている。さらには、2013年12月からは優良新品種導入による品種選定試験が開始され、本格的な果樹分野の活動が実施される予定であるため、それらの活動を実施するための適切かつタイムリーな技術指導・助言を行うことが本

専門家の業務の目的である。

7. 業務の内容

「核果類栽培試験計画」及び「核果類害虫対策試験計画」に基づき、エルビル県、ドホーク県及びスレイマニア県において、果樹分野の主要な活動（①品種選定試験、②適正技術の特定（剪定、整枝、袋掛け等）、③害虫防除（タマムシ類））のモニタリングを行い、C/Pに対して指導・助言を行うことを目的とする。

具体的担当業務は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2013年12月上旬～12月中旬)

- ア 本プロジェクトの概要及びクルド地域の果樹栽培及び害虫対策に係る既存情報を収集・分析し、プロジェクト概要及び現地状況を把握する。
- イ これまでに派遣された果樹栽培分野調査団員及び害虫対策分野調査団員との事前打合せを行い、両分野における活動状況を把握する。
- ウ JICA農村開発部との事前打合せを行う。
- エ 担当分野に係る活動計画・方針案を検討する。
- オ ワーク・プラン(和文、英文)を作成しJICA農村開発部へ提出・説明する。

(2) 現地業務期間(2013年12月中旬～3月上旬)

- ア 業務開始時にJICAイラク事務所及びクルド自治政府農業・水資源省にワーク・プランを提出の上、活動内容の説明及び活動計画に係る打合せを行う。
- イ プロジェクトの日本人専門家と打合せを行い、プロジェクトの活動状況と現地の果樹栽培及び害虫対策の現状について把握する。
- ウ 品種選定試験に関し、試験圃場整備、試験設計及び定植後の栽培管理に関する技術指導と助言を行う。
- エ 品種選定試験に関し、品種特性調査方法・仕方に関する技術指導と助言及び試験のモニタリングを行う。
- オ 適正技術の特定に関し、2013年度に実施されたモモの袋かけ試験などの結果をふまえ、クルド地域における適正技術の検討及び技術指導・助言を行う。
- カ 害虫防除に関し、害虫の発生実態・生態調査、害虫防除（殺虫剤、線虫、網かけ）に関するモニタリングと活動実施に関する技術指導・助言を行う。
- キ 上記活動計画に基づき、「核果類栽培試験計画」及び「核果類害虫対策試験計画」内容の見直しを行い、チーフアドバイザー及びJICA農村開発部と相談の上、必要に応じて加筆・修正を加える。
- ク 現地派遣期間中は、適宜JICAイラク事務所に対し進捗報告を行い、帰国前には活動結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間(2014年3月上旬～3月中旬)

- ア 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン

英文8部（C/P機関6部、JICA農村開発部、JICAイラク事務所）

- 和文2部（JICA農村開発部、JICAイラク事務所）
- (2) 現地業務結果報告書
英文8部（C/P機関6部、JICA農村開発部、JICAイラク事務所）
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部（JICA農村開発部、JICAイラク事務所）

※上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田（日本）－エルビル（イラク）間のみを計上して下さい。イラク国内の車両移動については、イラク事務所（またはプロジェクトチーム）が手配します。

なお宿泊先は、JICAイラク事務所指定の宿泊施設のみとします。宿泊費については、一泊毎の経費について、規定の額を超えない場合は規定の額で積算・精算し、規定の額を超える場合には実費精算とします。見積書は既定の額で作成してください。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）を参照願います。

(3) 一般管理費等の上限加算

イラクに関する業務については、治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準（上限）を10%加算します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・ チーフ・アドバイザー（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整/研修監理（長期派遣専門家）
- ・ 園芸作物生産（シャトル型短期専門家）
- ・ 園芸作物生産（野菜/施設栽培）（シャトル型短期専門家）

2) 便宜供与内容

JICAイラク事務所（またはプロジェクトチーム）による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿泊手配

あり（ネット環境完備）

③車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

④通訳備上

プロジェクトの現地スタッフが必要に応じて通訳（英語-クルド語）を行います。

⑤現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じてアレンジします。

⑥執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（2）参考資料

1）本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部畑作地帯課（TEL:03-5226-8425）にて配布します。

- ・プロジェクトR/D(Record of Discussion)
- ・プロジェクト事前評価表
- ・プロジェクトが作成した各種報告書及びプレゼン資料
- ・ベースライン調査報告書
- ・「核果類栽培試験計画」及び「核果類害虫対策試験計画」

2）本プロジェクト基本情報がJICAナレッジサイト

（<http://gwwweb.jica.go.jp/>）で公開されています。

（3）その他

- 1）業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2）イラク国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAイラク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上